



和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会

学童クラブ利用料の見直しについて

令和3年8月



学童クラブ利用料の見直しについて

保育料検討部会の所掌事務（和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則「別表第1（第2条関係）」）

名称	所掌事務
保育料検討部会	利用者負担額その他市が定める子ども・子育て支援制度における利用者負担の検討に関すること

→和光市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、学童クラブ利用料も保育園保育料同様に、3年ごとに見直しを行うものとしております。

前回の学童クラブ利用料改定は、平成30年9月に実施しており、3年が経過することから、今回見直しを行うこととするものです。

【参考】保育園保育料の見直しについて

利用者負担額（保育料）は条例において3年ごとに見直しを行うことが規定されている。

（以下、条文参照）

【和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例】

第9条 市長は、公益性、公平性等の観点から、3年ごとに利用者負担額の見直しを行うものとする。

保育料検討部会への付託事項

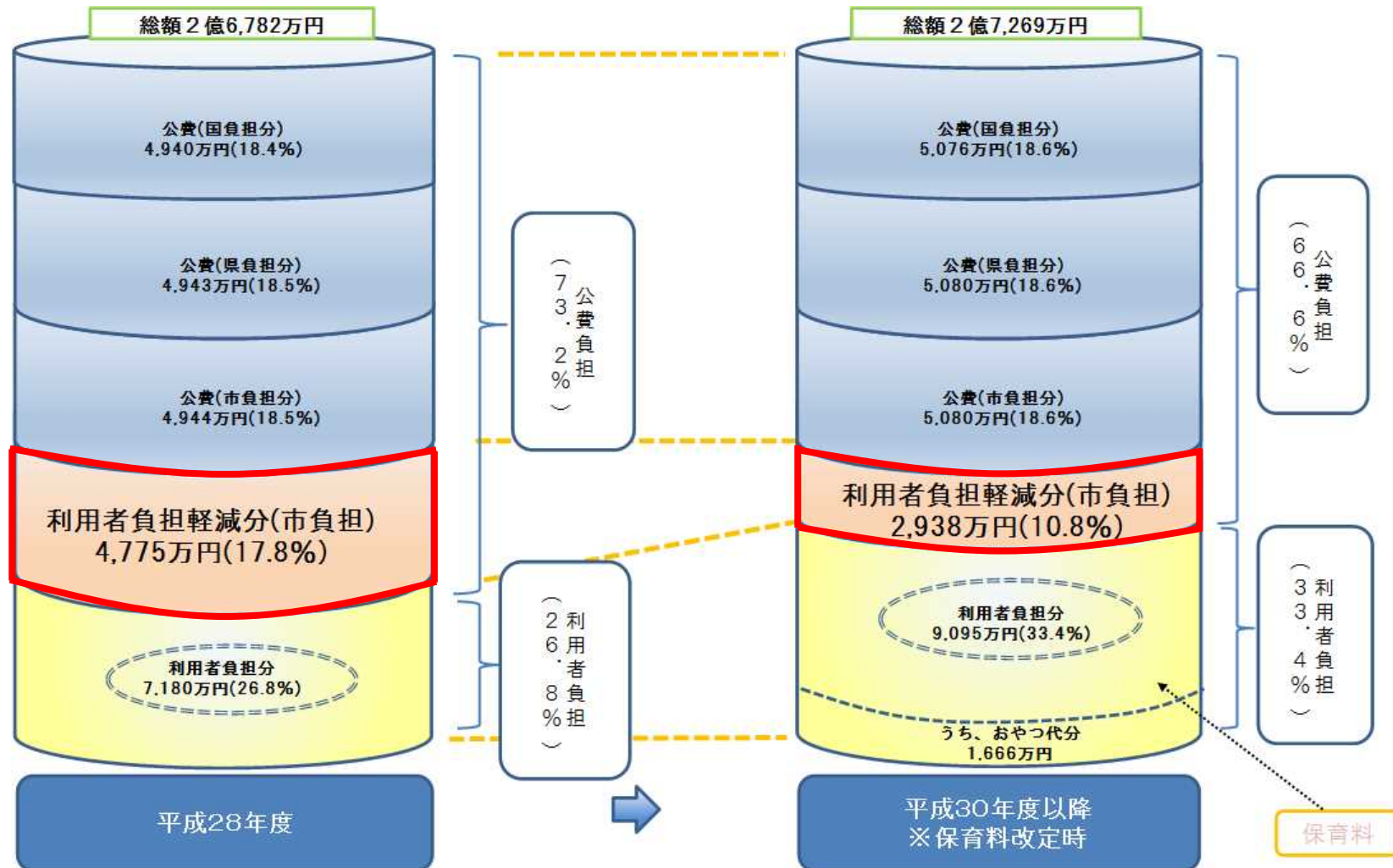
- 1 【参考】平成30年度学童クラブ利用料改定について
- 2 学童クラブ利用料の検討について
- 3 次回学童クラブ利用料中間見直し時の論点

1 【参考】平成30年度学童クラブ利用料改定について

【参考】平成30年度学童クラブ利用料改定時に関する内容

平成29年6月16日に開催された『和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会』において、学童クラブ運営費における利用者負担軽減分（市独自負担）の割合を次のとおり定めた。

市独自負担割合：**10.8%**（保育園保育料における負担割合と同水準）

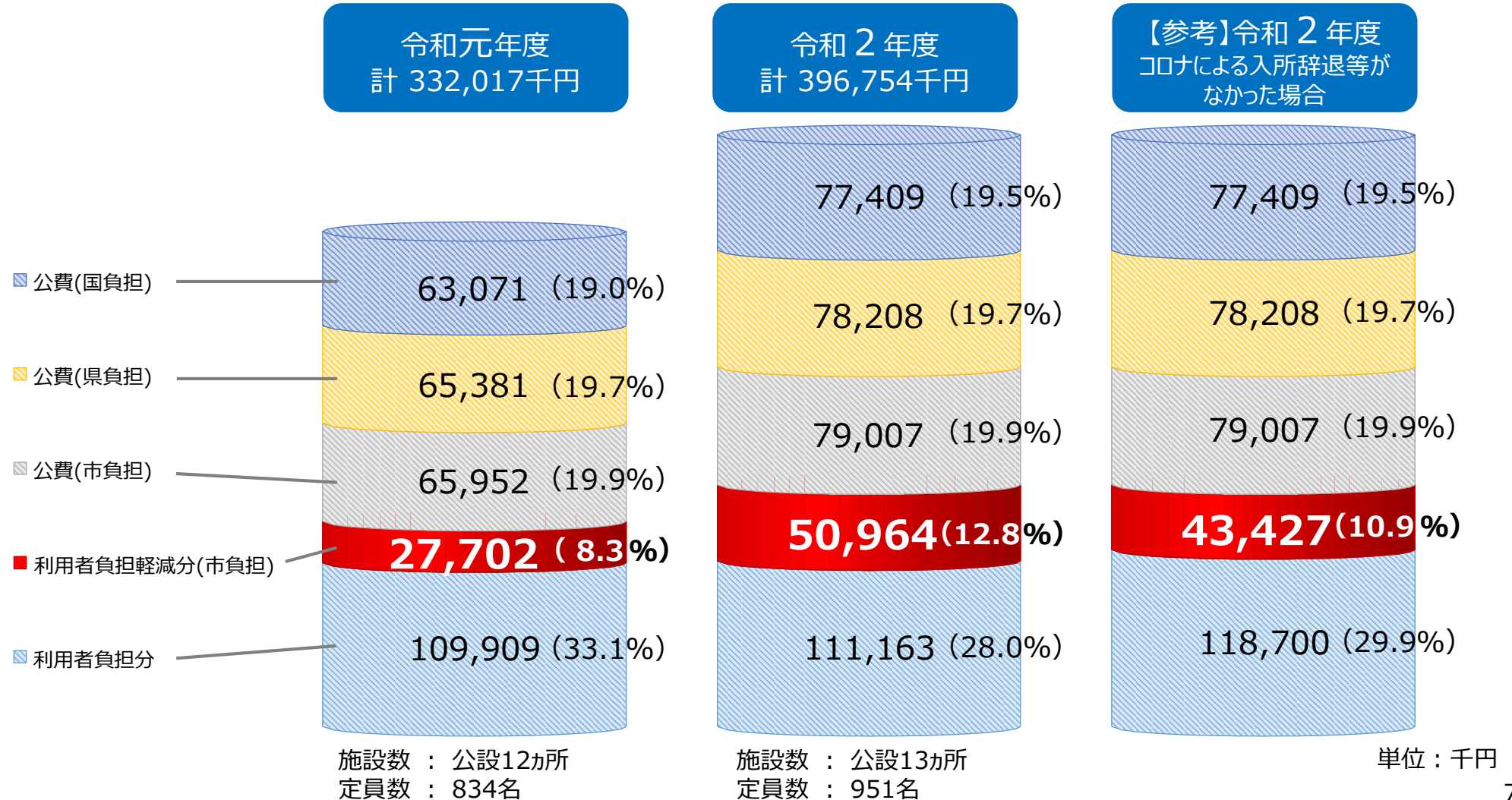


2 学童クラブ利用料の検討について

【現状】学童クラブ運営費の負担割合推移

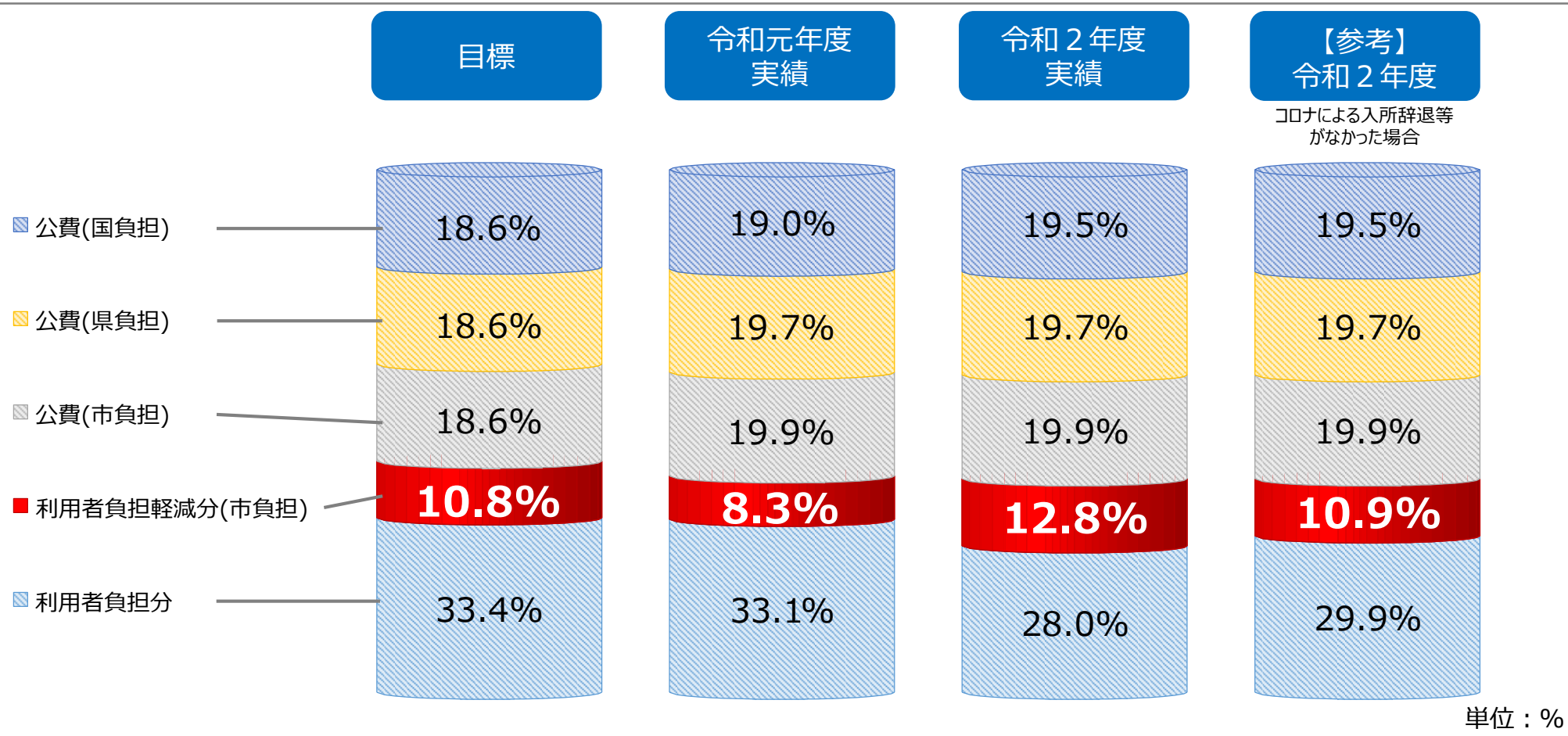
令和2年度に待機児童対策として、広沢学童クラブ定員増(58名→80名)、さざんか学童クラブ新設(定員60名)、本町学童クラブ定員増(70名→105名)を行ったため、運営費は増加している

- 国・県・市により公費負担分を3分の1ずつ負担
- 上記の他、利用者負担軽減分として市が独自負担



学童クラブ運営費の負担割合の目標と実績の比較(%)

令和2年度における利用者負担軽減分(市負担)は、12.8%であったが、コロナウイルスの影響により入所辞退等が多かったことから増加している。



【令和3年度以降における学童クラブ利用料見直しの方向性】

コロナウイルスを理由とした入所辞退等がなかった場合の利用者負担軽減分(市負担)の負担割合は、目標としていた10.8%程度におさまっていることから**現状の学童クラブ利用料を維持**としたい。

3 次回学童クラブ利用料中間見直し時の論点

次回学童クラブ利用料中間見直し時の論点

【内容】

階層決定方法に所得税及び市民税を用いることについて

【現状の課題】

- ・現在は、所得税と市民税を基に算出しており、市民税を用いる保育園保育料の算出とは異なっている。そのため、利用者にとって階層決定方法が分かりづらい他、算定書類として源泉徴収票等の提出を求めている。

【見直しの方向性（案）】

- ・市民税による階層決定にしてはいかがか。（保育園保育料と同様の手法となる）

【利点・欠点】

利点	<ul style="list-style-type: none">・保育園保育料と同様の算出方法の為、利用者にとって理解しやすくなる。・源泉徴収票等の算定書類の提出が不要となる。
欠点	<ul style="list-style-type: none">・階層決定方法を変更した場合、階層が変更により、利用料の増額となる世帯が一定数見込まれる。・学童クラブを利用する年度の前年1月1日に和光市外に在住していた方は、市民税が確認できないため、正しい階層にて算定するために、書類の提出をしてもらう必要がある。（従前同様）

【今回の見直しにおいて提案しなかった理由】

階層決定方法の変更により、階層が上がる世帯が一定数見込まれる。現在のコロナ禍において、負担増を伴う変更は適切な時期ではないと考え、次回中間見直し時の検討としたい。